

「貴種再興」の時の千葉氏

キム ヒョングォン
金 玄 耿 (東京国立博物館)

0 亥鼻城とお茶の水

○千葉市の亥鼻公園：千葉氏が本拠地を構えたという伝承の地に位置。

土塁や空堀、礎石などが確認され、戦国時代の城跡と推測される。

千葉氏の館があった場所と長い間考えられてきた。 ※「千葉城」

○周辺にある「お茶の水」

「治承の昔千葉常胤卿源頼朝公を居城亥鼻山に迎へし時此の水を以て茶を侑む

公深く之を賞味せりと伝ふ 爾来お茶の水と称し星霜八百年清水滾々として今に渴きず」

○居城と「お茶の水」の伝承 ⇒ 千葉氏と頼朝の関係についての「記憶」に影響されたもの？

＊「治承の昔」⇒ 頼朝の挙兵のこと

1 頼朝の挙兵と三浦氏の立場

○鎌倉幕府の成立前、治承・寿永の乱（源平合戦）の始まり

治承3年（1179）、平清盛によるクーデター。翌年、以仁王の挙兵⇒失敗に終わる

治承4年（1180）4月、以仁王の令旨を受けた源頼朝。その後、平家打倒を決心し、同年8月に挙兵。

○（『吾妻鏡』による）三浦氏の対応

治承4年6月、三浦義澄（義明二男）が京都から帰り、北条に来て頼朝と閑談。

※京都警備の番役のために京都に滞在していた。

8月17日、頼朝一党が伊豆国目代の山木兼隆を襲撃。

一方、三浦義明一族は頼朝の挙兵に参加しようとしたが、海に隔てられ、遠路のため、遅れる。

同月20日、頼朝はまず少数の勢力を率いて相模国土肥郷へ。22日、三浦義澄らの軍勢が三浦を出発。

同月23日、石橋山の戦いで頼朝軍は敗北。三浦一党はその夜、丸子河辺に到着。

24日、戦闘終了を知った三浦義澄らは三浦へ退却。帰りに畠山重忠と由井浦で交戦。重忠は退去。

26日、平家への報恩と由井浦の雪辱のため、重忠らが三浦を襲撃。三浦義澄らは衣笠城で籠城。

○三浦義明の最期と「貴種再興之秋」

【史料1】『吾妻鏡』治承4年（1180）8月26日条

（前略）義澄等雖_二相戦_一、昨_レ由比戦。今両日合戦、力疲矢尽、臨_二半更_一捨_レ城逃去、欲_レ相_二具義明_一。々々云、吾為_二源家累代家人_一、幸逢_二于其貴種再興之秋_一也。盍_レ喜_レ之哉。所_レ保已八旬有余也。計_二餘算_一不_レ幾。今投_二老命於武衛_一、欲_レ募_二子孫之勲功_一。汝等急退去兮、可_レ奉_レ尋_二彼存

亡。吾独残_レ留于城郭_一、摸_二多軍之勢_一、令_レ見_二重頼_一云々。義澄以下涕泣雖_レ失_レ度、任_レ命愁以離散訖。（後略）

⇒ 城を捨てて逃げる義澄は父・義明も連れて行こうとするが、義明は老命を頼朝のために投じて、子孫の勲功を募ろうとし、城に残る選択をする。当時、義明は89歳。

義澄らは父の命に従って退散。27日、義明は河越重頼・江戸重長らにより討ち取られる。

＊義明の発言「源家累代の家人として幸いにその貴種再興の時に逢った」

⇒ 頼朝の挙兵は「貴種再興」の機会。数代にわたる源家への奉仕を意識しているよう

○頼朝に対する家人の認識

三浦氏：建保元年（1213）、三浦義村・胤義兄弟によれば、為継（義明の祖父）は源義家に属し、後三年の役に参加。為継を曩祖として意識している（『吾妻鏡』建保元・5・2）

天養元年（1144）、源義朝が大庭御厨に乱入した時、義継（義明の父）と義明も参加〔福田1973〕「まさに源家累代の家人」「彼の言動に……累代家人の典型をみることができよう」

＊源氏の家人すべてが頼朝に従ったわけではない。

山内首藤氏：「代々之間、竭微忠於源家」といわれ、山内首藤俊通は平治の乱で討ち死に。

しかし、俊通の子経俊は大庭景親に与し、石橋山の合戦では頼朝に向けて矢を放った。

「曩時之功」「先祖之劳効」が強調される（『吾妻鏡』治承4・11・26）

○『吾妻鏡』の記事の問題

延慶本『平家物語』（読み本系）には・・・

【史料2】『延慶本平家物語』第2末、15「衣笠城合戦之事」

軍各^{（為疲）}シツカレテ、大^{（三浦義明）}介、事外ニ心ヨワゲニ見ヘケレバ、子孫共ヲ呼テ云ケルハ、「今ハ城中以外ニ^{（弱）}ヨワゲニ^{（見）}ミユ。サレバトテ各左右ナク自害スベカラズ。兵衛佐殿ハ^{（源頼朝）}荒量ニ被打給マジキ人ゾ。佐殿ノ死生ヲ聞定メム程ハ、甲斐ナキ命ヲ生テ、始終ヲ見ハテ奉ルベシ。イカニモ安房、上総ノ方ヘゾ落給ヌラム。今夜コハヲ引テ、船ニ乗テ佐殿ノ行^{（方）}エヲ尋奉ベシ。義明今年已ニ七十九^{（八十四才）}オニ迫レリ。其上所^{（言）}勞ノ身也。『義明幾程ノ命ヲ惜テ、城ノ中ヲバ落ケルゾ』ト、後日ニイワレム事モ口惜ケレバ、我ヲバステ、落ヨ。全ク恨有ベカラズ。忿ギ佐殿ニ落加奉リテ、本意ヲ遂ベシ」ト云ケレドモ、サレバトテ^{（捨）}ステ置ベキニアラネバ、子孫、手興ニ大介ヲカギノセテ落ムトスレバ、大介大ニ^{（叱）}シカリテ、興ニモ不乗。サレドモトカク誘へ、オシノセテ、城ノ中ヲバ落ニケリ。

＊「貴種」の語は出てこない。また、子孫は義明を輿に乗せて連れて行ったが、

敵が近づくと結局途中で残されてしまった義明、江戸太郎（重長）に討ち取られる。

「城の中に捨てておけば、こんな恥には及ばなかった」という世評。

〔高橋2003〕「三浦介」義明の伝説化。忠義のエピソードとして幕府の「創造神話」にもなり、

「哀れな最期を迎えさせてしまった義澄らにとっても望ましい」⇒一族の始祖、結合のシンボル
義明の「貴種」発言も後代の潤色の可能性。そもそも『吾妻鏡』は後世に編纂された記録。
成立年代について：八代国治による２段階説

※前半は文永年間（1264～1275）、後半は正応３年（1290）～嘉元２年（1304）
〔笠松1963〕「前半部を含めて一挙に永仁五年（1297）以後」成立したという説
〔五味2000〕13世紀末に発生した伊予の三島社の訴訟、それに関わる治承４年の寄進状などは
『吾妻鏡』に載っているが、形式・内容ともに問題がおおく、後世に作られた可能性。
⇒ 編纂の時期は14世紀初頭に特定される

＊「貴種再興」の表現が含まれている三浦義明の発言も後世の潤色なのでは？
もちろん、義明個人としては旧主の嫡流を貴種と崇めたかもしれないが、
「貴種」という言葉そのものについては疑わざるを得ない

2 「貴種」とは何か

○「貴種」は何を意味するのか？ ※辞書的な意味では「貴い家柄の生まれ、高貴な血筋」
『吾妻鏡』の記事に限定して考えると・・・

「源家」の家人―「その」貴種 ⇒ 武家の河内源氏（源家）の血を引く高貴な子孫

＊この記事こそ、頼朝が貴種と呼ばれる根拠とされる。

○頼朝の貴種性をめぐって

＊天皇の血統である源氏としての「貴種」〔入間田1998・2006〕・・・しかし、
単に天皇の血筋を引くだけでは、在位中の天皇との関係も近くない限り、尊貴性は期待できない。

〔上横手1975〕天皇血統の論理では「桓武天皇の流をくむ義明もまた貴種であるはず」

＊中央の官職に任じられた経歴が「貴種」の権威の根拠〔奥田1939〕〔上横手1975〕〔野口2012〕
〔青山1985〕武士の棟梁の第一条件である「貴種」、頼朝は朝廷より高い官位に叙任されて立証。

＊武家の棟梁の資格をもつ中央軍事貴族の門閥、河内源氏の嫡流〔安田1964〕〔川合1995〕

＊義明の旧主・義朝の嫡子という主従関係の血統性〔下向井2009〕

＊頼朝の貴族性、天皇の後裔、源氏の後裔が「貴種」〔朴2003・2011〕

⇒「貴種」に対する理解は研究者によって異なり、明確ではない

○武家の棟梁と「貴種」性

＜頼朝＝貴種＞を前提に、いわゆる貴種性を武家の棟梁の条件とする傾向。

〔安田1964〕武勇で有名な源氏の子孫が「貴種」。武士団結合の権威の象徴。「貴族的武士」

＊武家の棟梁の条件・権威としての「貴種」〔上横手1975〕〔米谷1975〕〔野口2002〕

＊9世紀末以後、関東における源平の土着、地方における「貴種」＝王胤としての権威〔関1999〕

＊貴族（皇族）としての「貴種性がかれらを地方武士団の棟梁たらしめた」〔村井1995〕

⇒ 貴種性の根拠が天皇または貴族の血統であるという考え方

○頼朝を「貴種」と称する史料は『吾妻鏡』の記事しか見当たらない。

そもそも、武士に対する「貴種」の史料上の用例が平安時代を通じて全く見られない

⇒ 当時における「貴種」の意味を考え直す必要がある。 ※〔金2017〕

○9世紀における「貴種」の初出例

日本の文献史料に初めて出現する「貴種」の例：天長4年（827）6月13日太政官符

【史料3】『本朝文粹』巻2、天長4年（827）6月13日太政官符

太政官符

応_下補_二文章生并得業生_一復_中旧例_上事_格

右得_二式部省解_一僞、大学寮解僞、文章博士正五位下都宿禰腹赤牒僞、天平二年三月廿七日格僞、文章生廿人、簡_二取雜任及白丁^(替)聰恵_一、不_レ須_二限_一年多少_一者。而省去弘仁十一年十二月八日符僞、太政官去十一月十五日符僞、案_二唐式_一、昭文崇文兩館学生、取_二三品已上子孫_一、不_レ選_二凡流_一。今須_下文章生者取_二良家子弟_一、寮試_二詩若賦_一補_レ之、選_二生中稍進者_一、省更覆試、号为_二俊士_一、取_二俊士翹楚者_一、為_中秀才生_上者。今謂_二良家_一、偏拋_二符文_一、似_レ謂_二三位已上_一。縦果如_二符文_一、有_レ妨_二学道_一。何者、大学尚_レ才之处、養_レ賢之地也。天下之俊咸来、海内之英並萃。游夏之徒、元非_二卿相之子_一。楊馬之輩、出_レ自_二寒素之門_一。高才未_二必貴種_一、貴種未_二必高才_一。且夫王者用_レ人、唯才是貴。朝為_二廝養_一、夕登_二公卿_一。而況区区生徒、何拘_二門資_一。竊恐悠悠後進、因_レ此解体。（後略）

*天平2年（730）、文章生は雑任・白丁の中で聡明で知恵のある人を年齢に関係なく選抜

→弘仁11年（821）、三品以上の子孫を取って昭文館・崇文館の学生とする唐式の規定により

「良家子弟」を文章生として取るべし。その中からやや進んだものを「俊士」に。

*それに対する都腹赤の牒：「良家」とは「三位已上」のこと。「高い才能は必ずしも貴種ではなく、貴種は必ずしも高い才能の人ではない。」 家柄にこだわるより、人の才能を重視すべし。

⇒ 天平2年の規定への回帰を要請

ここでいう「貴種」は、＜良家（良い家）の子弟＝三位以上の子孫＞と同じ。

○「貴」の概念

律における六議（刑事法上の特権を与えられる6種の資格）うち、6つめの「貴」

律の注釈によれば、六議の貴は「三位以上」。

史料3でも貴種の条件として「三位已上」が見られる。「貴種」を「貴」の種とも理解できる。

⇒ 貴種は、三位以上という高い位階とそれに連動する官職を持つ官人に関わる概念

○菅原道真と「貴種」

昌泰2年（899）2月14日、藤原時平が左大臣、菅原道真が右大臣に任じられる。

⇒ 同月27日、道真は辞職表を提出

【史料4】『菅家文草』巻10、表状、「辞右大臣職第一表」

臣道一言。伏奉_二今月十四日詔旨_一、以_レ臣任_二右大臣_一。仰戴_二天慈_一、不_レ知_レ所_レ措。〈中謝〉臣地

非_レ貴種_一、家は儒林。偏因_二太上皇往年拔擢之恩_一、自至_二諸公卿今日昇進之次_一。無_レ寢無_レ食、以思以慮、人心已不_二縦容_一。鬼瞰必加_二睚眦_一。伏願、陛下高廻_二聖鑒_一、早罷_二臣官_一。非_下唯不_上奪_二志於匹夫_一、亦復得_レ從_二望於衆庶_一。不堪_二懇款屏營之至_一、上表以聞。臣道一誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々。謹言。

昌泰二年二月廿七日 正三位守右大臣兼行右近衛大将臣菅原朝臣

* 臣の門地は貴種ではなく、儒林の家である。この「貴種」も三位以上の子弟か？

* 菅原道真は当時、正三位・権大納言から右大臣へと昇進

祖父の清公は70歳で従三位、父の是善は61歳で従三位に叙され、3代にわたって三位に昇っているにもかかわらず、道真は自分の家柄が「貴種」ではないと言っている。

〔滝川2019〕「道真は、地方官となるのは菅家の業ではないと考えていた。しかし、学問の家としての菅家の祖と位置づけられる祖父清公は、尾張介として任地に赴任」「道真は、地方官に任じられながら、祖父の事績に言及していない」

〔米田2002〕道真が貴種の語について藤原氏を念頭に置いていたのは間違いない。

* 藤原氏については、天皇の母方の親族、天皇の「ミウチ」として貴種になったという見方もあるが、他氏に対する藤原氏の卓越性は「累代相承、摂政不絶」による（『日本紀略』延暦12・9・丙戌）

〔吉川1995〕天皇家と藤原氏の特殊な関係による「ミウチ」性が藤原氏の本質ではない。累代にわたる王権への奉仕と功績、その褒賞としての高位高官と特権という、他氏も共有している規範意識に基づいて、藤原氏は支配層の中で権力を保持。

辞職を許されなかった道真、3月4日に2回目の上表。

【史料5】『菅家文草』巻10、表状、「重請解右大臣職第二表」

臣道一言。去月廿八日、中使従四位上修理大夫兼行左近衛中將、備前権守在原朝臣友于至、奉_二宣恩旨_一、返_二臣上表_一。天無_レ不_レ覆、為_レ臣何約_二其周_一。日無_レ不_レ臨、為_レ臣何輜_二其照_一。〈中謝〉臣初举_二秀才_一、後為_二博士_一。頻遷不_レ止、俄忝_二崇班_一。曩者孫弘高弟、韋賢大儒。至_下其居_二専統_一而属_中具瞻_上、則年已耆与_二学逾明_一也。以_レ年言_レ之、臣少_二於弘_一二十年。以_レ学論_レ之、臣不_レ及_レ賢千万里。況復当時納言居_二臣下_一者、将相貴種、宗室清流。皆是臣抱_二書卷_一、遊_二黌門_一之日、位望先貴、冠蓋自高。臣若不_レ獲_レ已、可_レ就_二朝列_一、猶_下踞_二炉炭_一以待_二燒亡_一、履_二冶氷_一而期_中陷没_上矣。（中略）

昌泰二年三月四日 正三位守右大臣云々

* 現在、納言として道真の下にいるものは「将相貴種、宗室清流」

当時の大納言は藤原高藤・源光、中納言は藤原国経・源希。

宗室清流は天皇の一族である源氏を指し、将軍や宰相の貴種は藤原氏の人々にあたる。

⇒ 道真のいう「貴種」も三位以上や公卿のような高位高官の家柄という意味。

○平安後期～鎌倉前期の「貴種」

〔橋本1976〕平安時代の古記録にみえる「貴種」の表現はだいたい公卿身分を基準として用いられた。
⇒ 実際の史料上の用例。貴族の日記における初出は次の承徳2年（1098）の記事

【史料6】『中右記』承徳2年（1098）10月12日条

十二日、（中略）申剋雨止。依_レ催参_二堂中_一。講經・論義了後、数剋探題不_レ被_レ出間暫以遅々。秉燭之後、探題法印権大僧都覺真^{（信）}被_レ参之後、改_二勅使座_一、則移着。／講・読師退下。堅者参、礼仏、読_二上短冊_一登_二高座_一。次分_二短冊_一、一問已講頼蔽。〈及_二四重_一。〉次と問如_レ例。／堅者、名覺樹、〈年二十、東大寺。【三論】〉故六条右府息、右少将源顯雅同母云々弟^{〔弟云々〕}、故法印慶佳^{（信）}弟子也。論義骨法尤得_二其道_一、誠是仏日之光華、法水之舟楫者。已列_二三論之学徒_一、定為_二一宗之棟梁_一。抑云_二探題_一、云_二堅者_一、共是槐門貴種也。法会之面目、学道之英雄也。（後略）

＊興福寺維摩会（維摩經を講ずる法会）の堅義（学僧の口頭試験にあたる）で

大僧都覺信（藤原師実の子）が探題（問題を課して決定を下す者）

堅者（受験者）は覺樹。故右大臣源顯房の子、右少将源顯雅の同母弟。

⇒ 探題といい、堅者といい、みな「槐門貴種」。 ※「槐」「槐門」＝三公（大臣）

＊詩序（上級貴族の邸宅で開かれた詩宴で詠まれた漢詩の序文）に見られる「貴種」

主催者の上級貴族を褒め称える言葉として登場。

たとえば、『詩序集 下』（宮内庁書陵部所蔵）に収録された詩序のうち・・・

大治2年（1127）～同5年（1130）に中務権少輔源師能が開催した詩会の詩序（藤原永光作）では
「中書侍郎、風槐之孫枝、露棘之貴種也」 ※「棘」＝九卿（公卿）

長承元年（1132）、左少弁藤原公行の詩会の詩序（菅原在業作）では

「尚書左少丞、出_二槐棘之貴種_一、好_二洙泗之遺流_一」 ※「洙泗」⇒儒学

＊この時期に「貴種」と呼ばれた大臣・公卿の家柄を調べてみると、

藤原北家の師輔の子孫、村上天皇の子孫にあたる村上源氏および三条源氏の範囲内に。

○「貴種」ではない存在と「貴種」の家

【史料7】『三長記』建久6年（1195）10月6日条

六日、晴。後聞、今夜日野入道中納言^{（藤原）}〈資長。〉入滅。賢息昇_二黄門_一^{（兼光）}、嫡孫帶_二蘭台_一^{（資実）}。非_二貴種_一之外、存日見_二此栄光_一、且無_二先例_一。雖_レ為_二寿幸人之命_一、皆有_レ終、可_レ悲。

＊藤原北家真夏流に属する日野家の資長は中納言。その父・実光も従二位・権中納言。

息子の兼光は権中納言（＝黄門）、孫の資実^{（資実）}は右少弁、続いて左少弁になった。 ※蘭台＝弁官

＊この栄光を生きているうちに見るのは「貴種」以外には先例がない。⇒ 資長は貴種ではない

【史料8】『玉蘂』安貞2年(1228)正月1日条

(前略) 右府依^(藤原教実)召参_二御所_一、謁_二女房_一。云々持_二参女院拜礼事始_一邂逅。美福^(藤原得子)〔門〕院拜礼
(鳥羽院崩之後。)、法性寺殿不_二参給_一。七条院拜礼、故禅閣不_二参給_一。是非_二貴種_一之国母、上
皇無_二御同宿_一之時、必不_レ可_レ参故云々。(後略)

* 右大臣九条教実が御所に行って女房に会う。女房が持参した女院への拜礼の先例について。

* 関白藤原忠通は美福門院への拜礼に不参。美福門院は藤原氏末茂流出身。

藤原頼長に「諸大夫女」と呼ばれたように諸大夫の家の出と認識された。

* ところで、七条院は藤原道隆の子孫。師輔の子孫でも「貴種」ではないとされる。

道隆(正二位) — 隆家(正二位) — 経輔(正二位) — 師信(正四位上)

— 経忠(従二位) — 信輔(正四位下) — 信隆(正三位) — 七条院

師信(1041~1094)の代には三位以上や公卿への進出ができなかった

師家(1027~1058、師信の兄)も従四位下・右中弁に止まる。

⇒ 11世紀中葉の時点で、大臣・公卿の輩出が続かない門流は非「貴種」として区分される

「貴種」は上級貴族の家格の概念としての性格を持つように。

○身分としての「貴種」

〔黒田1972〕中世の基本的な身分構成のうち、第1の身分である「貴種」

王家・摂関家をはじめとする尊貴な家柄に属する。権門として政治権力を掌握する階級の身分

〔高橋1984〕〔保立1993〕「貴種」は公卿・諸大夫。五位以上

⇒ 史料上の用例から、黒田説の「貴種」概念に近いと考えられる

○頼朝は「貴種」なのか？

治承4年(1180)当時、河内源氏の家系は公卿に到達しておらず、院や天皇の血筋からも遠いため、貴族社会における家格の側面では「貴種」と称されることはできない。

* 武士と「貴種」の関係について

〔高橋1984〕侍は権門に近侍する存在。五・六位。武士の大部分は侍身分を構成。

〔元木1994〕摂関時代の兵家貴族と院政期の京武者は五位程度の官位をもつ中下級貴族の一員。

天皇・朝廷や有力貴族の命により軍事行動。京武者は院や摂関家など特定の権門に対して奉仕。

⇒ 武士は権門である「貴種」に奉仕する立場。中世の社会全体の身分概念を共有。

【史料9】『玉葉』寿永2年(1183)11月22日条

廿二日〈壬子〉、天晴。(中略)伝聞、座主明雲合戦之日、於_二其場_一被_二切煞_一了。又八条円恵法親王、於_二華山寺辺_一被_二伐取_一了。又権中納言頼実卿、着_二直垂折烏帽子等_一、逃去之間、武士等不_レ知
下_二為_二卿相_一之由上、引張^(藤原)欲_レ斧処、自雖_レ称_二其名_一、衣裳之体、非_二尋常之人_一、偽称_二貴種_一也、猶
可_レ打_二頸_一之由、各沙汰之間、下男之中、有_二見知之者_一、称_二実説之由_一、仍忽免_レ死。武士等相共、
送_二父大臣之許_一云々。大臣憂喜相半、与_二纏頭於武士等_一云々。(後略)

法住寺合戦（木曾義仲が後白河法皇の御所を襲撃した戦闘）

権中納言藤原頼実が直垂・折烏帽子の姿で逃走。武士たちは彼が「卿相」なのを知らず、

衣装が尋常の人ではないため、「貴種」を装ったと疑って、殺そうとした。⇒ 公卿「貴種」を区分

○武家「貴種」の登場

＊挙兵後、文治元年（1185）には従二位になり、建久元年（1190）には権大納言・右近衛大将に就任。

頼家も正二位にまで昇り、実朝は大臣にも就任した

〔佐伯2008〕12世紀末～13世紀前半、摂関家の嫡子＝左大将、清華家の現任大納言筆頭＝右大将

という原則が確立 ⇒ 源実朝が左大将任官にこだわったのは、摂関家に準ずる家格を求めたため

＊摂関家同様「貴種」の家格という自己意識をもつ、武家「貴種」の出現

〔北爪2008〕源家が事実上絶えたあと、摂家将軍・親王将軍というように「貴種」が将軍に就く

※ただ、北爪説では将軍の座に就く源家の「貴種」を想定している。

源氏将軍家が、王家や摂関家のような「貴種」の家に準ずるような家に成長した、と理解すべき。

（前例としての）平家の清盛一族：清盛の公卿入りと大臣就任。清盛の「公達」の栄華。

しかし、当時の上級貴族は平家との身分の差を意識。治承元年（1177）10月、平宗盛は妹夫藤原隆房

の娘を養女としていたが、その娘と九条良通との婚姻を提案。良通の父である兼実は、もしこれに

従おうとすれば、家の名誉を失墜すると日記に記している。（『玉葉』同年・10・10）

⇒ やはり「貴種」と呼ばれ得る武家貴族の登場は幕府成立後を待たねばならず。

○天皇の後裔と「貴種」

『吾妻鏡』の記事における源家の「貴種」。その根拠が天皇の後裔としての源氏の血筋にある？

実は、武士に対して「貴種」と称する史料上の例は14世紀に出現。

たとえば、『金沢文庫古文書』8、仏事編6169号「為母四七日表白」（函336-43号）には

「貴種之餘胤事」の表題で「爰禪定聖霊、忝ナク桓武皇胤ヲ受テ一十四代久ク東関ノ柳営ニ名ヲ施シ給フ」と記されている。桓武天皇の後裔（桓武平氏）であることが「貴種」の根拠になる。

〔青山1985〕実体として公卿クラスに到達していても、北条氏は諸大夫層より上位の公卿層へ正式に

官職・位階をもって達することができなかった。強固な貴族社会の秩序構造の桎梏。

⇒ 現実の地位と身分の桎梏との間隔を埋める一つの方法として、皇胤の貴種性を提示？

『吾妻鏡』の編纂には幕府関係者が関わっていたとみられ、編纂時期も14世紀初頭と推定されるから

記事に登場する「貴種」の語が源家に使用されたのも、編纂当時の用語の反映かもしれない。

3 内乱をめぐる頼朝と武士たちの関係

○東国武士たちの頼朝へのまなざし

『吾妻鏡』の「貴種」記事が後世の潤色でも、三浦氏のように頼朝に味方する武士たちは存在

⇒ 彼らの頼朝支持の論理とは？ やはり武家の棟梁としての源家の主君が重要？

しかし、前述のように、累代の家臣でも頼朝に矢を向けるものが出てくる。

〔野口2012〕「最近の研究では、東国武士の源氏に対する譜代的な家人関係も、頼朝がその政権確立の過程で、御家人支配の強化を目的としてイデオロギー化したものといわれる。これは平治の乱以前に源氏の家人であり、頼朝の挙兵にも呼応した多くの東国武士団にとっても、自らの家の正当性を主張する材料になるものであった」

＊平治の乱（1159年）の後、清盛による東国武士団の再編成。平家と密接な関係を持つ武士の方が地域社会においても勢力を拡大することができた。在庁系の三浦氏や千葉氏などの勢力は、大庭氏や藤原親政のような親平家勢力に圧倒されるように。

＊以仁王の挙兵に参加した伊豆守源仲綱（頼政の長男）

伊豆にいた仲綱の息子たちが頼朝の挙兵に参加。

⇒ 伊豆における在地武士たちの状況も大きく変わることが予想される

＊頼朝自身としては、以仁王の挙兵と令旨による身の危険を察知

【史料10】『吾妻鏡』治承4年（1180）6月24日条

廿四日乙巳、入道源三位*敗北之後、可_レ被_レ追討_二国々源氏_一之条、康信申状不_レ可_レ被_レ処_二浮言_一之間、遮欲_レ廻_二平氏追罰_一*籌策_一。仍遣_二御書_一、被_レ招_二累代御家人等_一。藤九郎盛長為_二御使_一。又被_レ相_二副小中太光家_一云々。

※「位」：吉川本には「品」／「罰」：吉川本には「討」

⇒ 頼政の敗北の後、諸国の源氏を追討する動きに対して、平家追討の計画を立てることに。

〔野口1989〕頼朝の周辺には、姻戚や乳母の関連者、頼政関係のもの、反平家の浪人・流人らがいた。

＊京都からの情報を入手。在地の武士たちの反発を利用。大義名分としての過去の主従関係。

○平家側に立つ武士たちの事情

〔金2019〕内乱期において受領（国司）に任じられた事例

＊養和元年（1181）、越後の城助職、平家に味方し、反乱勢力を討伐するために信濃へ攻め入ったが、甲斐・信濃の源氏勢力の反撃を受けて大敗。ところが、当時の権力者の平宗盛は忠節を尽くした助職に恩賞として越後を賜るべきであると主張。任官の可否の議論。

⇒ 結局、8月14日、助職は従五位下・越後守に叙任された。（『玉葉』『吉記』養和元・8・15）助職は「良家子」（武士の諸大夫の家出身）を自称していた。

実際には「良家子」の地位にあったとはいえ、数代にわたって無位無官の状態が続いた。

＊助職と同じ日に、奥州の藤原秀衡は陸奥守に任じられている。

秀衡にも平家への協力と反乱勢力の鎮圧を求められての任官の決定。

〔前田2014〕戦時の軍事支配を整えるうえで、頼朝ら反乱勢力を防ぐために、武勇のある国司を任命

＊寿永元年（1182）12月、佐竹隆義、勲功の賞により常陸介に任じられる。

助職・秀衡とともに「土人」のその国守に任じられた例とされる（陽明文庫所蔵『勘例』）

＊九州では、宇佐公通が治承4年に豊前守、原田種直が養和元年に大宰権少貳に任じられた。

安芸では、佐伯景弘が国守に。 公通・種直の任官は清盛・宗盛の申請による。

種直・景弘は清盛の家人として平家と密接な関係。家人に国衛を掌握させて反乱勢力に対抗。

＊国守ではないが、浅羽宗信は養和元年（1181）に遠江介に任じられた。

＊こうして内乱期に任命された地方官のうち、城助職や浅羽宗信のように在地の有力者ではあるが、

無位無官の状態にわかに任官する例が存在。原田種直の権少貳任官も府官出身としては異例。

⇒ 戦時体制を構築していく中で、豪族的な武士へと階層の上昇移動の動きがある。

秀衡・公通・種直らも内乱以前には受領任官に相応しい階層に達していなかった事例。

たとえば、秀衡の鎮守府將軍任官は「乱世の基」と評価される（『玉葉』嘉応2・5・27）

＊平家が実権を握り始めた1160年代より、階層や家格を脱する在地中心の諸勢力が出現。

平家に与する勢力が拔擢・育成される。在地の有力武士は官位を獲得し、階層の上層移動を図る。

＊平清盛の大臣昇進、平家一族の公卿への昇進ルートの確立の影響か。

○武士社会の再編

平家打倒を掲げて挙兵した頼朝は、最初に山木兼隆を討ち取ったあと、

兼隆の親戚である史大夫中原知親の伊豆国蒲屋御厨の知行を否定。「関東事施行の始め」

（『吾妻鏡』治承4・8・19） その後、所領没収や本領安堵、新恩給付などを行う

「鎌倉殿」頼朝と「御家人」との関係。官位を実質的に授与する権威として発展。

⇒ 頼朝を頂点として武士社会の再編が急速に進む。平家が実権を握った時期や内乱期において

変動した武士の身分・階層秩序が再び安定化し、整備され始める。

＊その秩序の再編は、やはり挙兵に加担した勢力が中心となって行われる。

〔川合1989〕文治5年（1189）の奥州合戦は、内乱期の敵方との主従関係を清算し、

鎌倉殿のもとに主従性を再編成する意義を持つ戦争。

○武家の棟梁の交代

平家の清盛・宗盛から源家の頼朝へと、武士をまとめる存在が変わる

〔下村2008〕頼朝の征夷大將軍任官は「大將軍」を要望することによるもの。

「「將軍」という故実の存在を尊ぶ武士社会の論理に基づき、ライバルたちに超越しうる権威として朝廷に望んだのが「大將軍」の号であった」

武士社会において鎮守府將軍の先祖をもつ「將軍」の後裔たちが多く存在。

＊そうした「將軍」の権威を超越するために「大將軍」の称号を要望するのは、頼朝としてはまだ武士たちの上に立つような権威を十分担保されていなかったことを証明するのではないか。

＊むしろ清盛・宗盛や頼朝以外にも武家の棟梁になる可能性が開かれた側面

【史料11】『玉葉』文治4年（1188）正月9日条

或人云、去年九十月之比、義頭在_(源)奥州_(義衡)、秀衡隱而置之。即十月廿九日秀衡死去之刻、為_(源)兄弟和融_(国衛)＜兄、他腹之嫡男也。弟_(泰衡)、当腹太郎云々。＞、以_(源)他腹嫡男_(泰衡)令_(源)娶_(源)當時之妻_(泰衡)云々。各不_(源)

可_レ有_二異心_一之由、令_レ書_二祭文_一了。又義顕同令_レ書_二祭文_一。以_二義顕_一為_二主君_一、兩人可_二給仕_一之由有_二遺言_一。仍三人一味、廻_下可_レ襲_二頼朝_一之籌策_上云々。

※『吾妻鏡』文治3年（1187）10月29日条「伊豫守義顕為大將軍可令國務之由令遺言男泰衡以下」

＊頼朝に対抗して、源義経を「主君」「大將軍」として擁立する選択。

＊源氏將軍觀の形成に至る過程

○頼朝と河内源氏の旧家人たちとの関係性が全くなかったわけではないが、武家の棟梁としての頼朝の地位は最初から盤石ではなかった。

4 千葉氏の事情

○挙兵直前

実は、治承4年6月、三浦義澄が北条に行って頼朝に会った時、千葉（東）胤頼も一緒だった。

律上房（律静房）日胤は常胤の子、園城寺の僧、頼朝の祈祷師（『吾妻鏡』養和元・5・8）

園城寺に逃げた以仁王に味方した張本人の一人（『玉葉』治承4・5・19）

〔野口2000〕「常胤にとって、子息の中に日胤と胤頼があったこと、特に日胤の死は、在地における危機的状況と共に、頼朝挙兵への加担を決する上で大きな契機をなしたと思われる。」

○挙兵直後の声掛けと参陣

＊石橋山の戦いの後、安房に逃げた頼朝

『吾妻鏡』によれば・・・

9月6日条：和田義盛が上総介広常と会う。広常「千葉介常胤と相談した後で参上すべし」

9月9日条：安達盛長が使者として来ると、常胤は子息胤正・胤頼らとともに迎える。

盛長から話を聞いてもしばらく何も言わない。胤正・胤頼が早く応じるように勧める。

常胤「令_レ興_二源家中絶跡_一給之条、感涙遮_レ眼、非_二言語之所_一可_レ覃也者」

「速可_レ令_レ出_二相模国鎌倉_一給。常胤相_二率門客等_一、為_二御迎_一可_レ参向_一」

※『源平盛衰記』：安達盛長と常胤との面会。最初は上総介と相談して決めようとした。

【史料12】『延慶本平家物語』第2末、18「三浦ノ人々兵衛佐ニ尋合奉事」

兵衛佐ハ、使者ヲ上総介、千葉介ガ許ヘ遣テ、「各忿ギ来ルベシ。既ニ是程ノ大事ヲ引出シツ。此上ハ、頼朝ヲ世ニアラセム、世ニアラセジハ、兩人ガ意也。弘経ヲバ父トタノム、胤経ヲバ母ト思ベシ」トゾ宣ケル。（後略）

＊9月13日、常胤が子息・親類を率いて源家に参ろうとしたが、胤頼が父に

「当国目代者、平家方人也。吾等一族悉出_レ境参_二源家_一、定可_レ挿_二兇害_一。先可_レ誅_レ之歟」

⇒ 胤頼・成胤、目代を襲撃。成胤が目代の館に放火し、目代の逃げるところを胤頼が討ち取る。

＊ 9月14日、下総国千田庄領家判官代藤原親政（平忠盛の甥）、目代が殺されたと聞いて、
軍兵を率いて常胤を襲おうとする。成胤が応戦して親政を生け捕りにする。

〔野口2000〕当時の下総の状況。千葉氏は下総権介の地位を有してはいたが、他を圧倒する実力は無。
平治の乱後、相馬御厨を失い、挙兵の時まで所領は千葉庄と葛飾郡国分寺・上総山辺郡堺郷くらい。
相馬御厨を没収した国守藤原親通の子孫がまさに千田庄の親政。

⇒ 下総の藤原氏の勢力拡大により千葉氏は大きな打撃を受け、不利な状況が続いていた

〔千葉市立郷土博物館2018〕「東国武士団が頼朝に加勢した理由は、東国武士がこの時期、平氏による東国支配強化政策の中で圧迫されていたこと、頼朝の挙兵が東国武士達にとって平家家人や平氏に近い武士団との所領を巡る争いを有利にする機会であったことである。」

＊ 9月17日、頼朝が下総に向かうと、常胤は胤正ら子孫を連れて下総国府に参会。

【史料13】『吾妻鏡』治承4年（1180）9月17日条

十七日丙寅、不_レ待_二広常参入_一、令_レ向_二下総国_一給。千葉介常胤相_二具子息太郎胤正・次郎師常_一号_二相馬_一。＞・三郎胤成_一武石。＞・四郎胤信_一大須賀。＞・五郎胤道_一国分。＞・六郎大夫胤頼_一東。＞、嫡孫小太郎成胤等_一参_二会于下総国府_一。従軍及_二三百餘騎_一也。常胤先召_二覧囚人千田判官代親政_一、次献_二馱餉_一。武衛令_レ招_二常胤於座右_一給、須_下以_二司馬_一為_上父之由被_レ仰云々。

○常胤たちの思わく

治承4年（1180）10月、富士川の戦い。頼朝軍と平家軍の対峙、平家軍の突然の退却。

同月21日、頼朝、平家軍を追って上洛すべきとの命令を出す。

しかし、千葉常胤・三浦義澄・上総介広常らが諫めていわく、（『吾妻鏡』同日条）

「常陸佐竹太郎義政、并同冠者秀義等、乍_レ相_二率数百軍兵_一、未_二帰伏_一。就_レ中、秀義父四郎隆義、
当時従_二平家_一在京。其外驕者猶多_二境内_一。然者、先平_二東夷_一之後、可_レ至_二関西_一」

⇒ 頼朝はとりあえず上洛をやめることに。佐竹との合戦へ

〔佐藤1983〕養和元年（1181）木曾義仲が北陸に進出する状況、頼朝が再度上洛を企画

上洛反対派の広常が以仁王を守護して相模に留まるという噂。「ただ坂東にいてもいいのでは」

※佐藤説はその根底に「坂東独立論」があると主張するが、「独立」まで考えたとは言い難い。

＊ 東国地方における在地の情勢への興味関心の強さ

○その後の頼朝と常胤

＊ 寿永2年（1183）10月、東海道・東山道での荘園・国領の領有権回復を頼朝が実現することが
宣旨で承認される。

＊ 12月、上総介広常の粛清。広常の領地は千葉氏と三浦氏により分割されることに。

＊ 平家の追討などにおいて功績をあげた常胤

⇒ 多くの所領を獲得、有力御家人として成長。

◎頼朝の挙兵へのそれぞれの思い。内乱を迎えた人々がたどりついた歴史の結果

⇒ その結果によって、書き替えられたり飾られたりする過去の記憶

限られた記録を細かく読み解くなかで、当時の武士たちの心性に近いものを拾うことができよう。

<参考文献> ※著者五十音順、副題省略。カッコ内は初出年度。

- 青山幹哉 「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」『年報中世史研究』10、1985年
- 入間田宣夫「地域から中世を読む」『地域歴史・公民研究』36、1998年
- 「義経と秀衡」同『平泉の政治と仏教』高志書院、2013年（2006年）
- 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、1991年（1975年）
- 奥田眞啓『中世武士団と信仰』柏書房、1980年（1939年）
- 笠松宏至「徳政・偽文書・吾妻鏡」同『中世人との対話』東京大学出版会、1997年（1963年）
- 川合 康「奥州合戦ノート」同『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、2004年（1989年）
- 「武家の天皇観」永原慶二等編『講座 前近代の天皇 4 統治的諸機能と天皇観』青木書店、1995年
- 北爪真佐夫「鎌倉期の武士身分内の身分について」同『中世前期の身分制と村落共同体論』青史出版、2009年（2008年）
- 黒田俊雄「中世の身分制と卑賤観念」同『黒田俊雄著作集 6 中世共同体論・身分制論』法蔵館、1995年（1972年）
- 五味文彦「『吾妻鏡』の筆法」同『増補 吾妻鏡の方法』吉川弘文館、2000年
- 米谷豊之祐「院武者所考」時野谷勝教授退官記念会編『日本史論集』清文堂出版、1975年
- 佐伯智広「中世貴族社会における家格の成立」上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、2008年
- 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、1983年
- 下向井龍彦『日本の歴史 07 武士の成長と院政』講談社、2009年
- 下村周太郎「「将軍」と「大將軍」」『歴史評論』698、2008年
- 関 幸彦『武士の誕生』講談社、2013年（1999年）
- 高橋秀樹「三浦介の成立と伝説化」同『三浦一族の研究』吉川弘文館、2016年（2003年）
- 高橋昌明「中世の身分制」同『中世史の理論と方法』校倉書房、1997年（1984年）
- 滝川幸司『菅原道真』中央公論新社、2019年
- 千葉市立郷土博物館『千葉常胤生誕 900 年記念特別展 千葉常胤と鎌倉幕府の成立』2018年
- 野口 実「流人の周辺」同『増補改訂 中世東国武士団の研究』戎光祥出版、2021年（1989年）
- 「東国政権と千葉氏」同編『第二期 関東武士研究叢書 5 千葉氏の研究』名著出版、2000年
- 「豪族的武士団の成立」元木泰雄編『日本の時代史 7 院政の展開と内乱』吉川弘文館、2002年
- 『武門源氏の血脈』中央公論新社、2012年
- 朴 秀哲「豊臣秀吉はなぜ将軍になれなかったか」同『織田・豊臣政権の寺社支配と天皇』ソウル大学校出版文化院、2012年（2003年）（ハングル）
- 「戦国および織田時代の政治思想」同書、2012年（2011年）（ハングル）
- 橋本義彦「貴族政権の政治構造」同『平安貴族』平凡社、1986年（1976年）
- 福田豊彦『千葉常胤』吉川弘文館、1973年
- 保立道久「日本中世の諸身分と王権」永原慶二等編『講座 前近代の天皇 3 天皇と社会諸集団』青木書店、1993年
- 前田英之「治承・寿永内乱期の戦時体制と平宗盛」同『平家政権と荘園制』吉川弘文館、2017年（2014年）
- 村井康彦「天皇・貴族・武家」同編『公家と武家』思文閣出版、1995年
- 元木泰雄『武士の成立』吉川弘文館、1994年
- 安田元久『武士団』塙書房、1964年
- 吉川真司「藤原氏の創始と発展」同『律令官僚制の研究』塙書房、1998年（初出 1995年）
- 米田雄介「貴種になった藤原氏」『本郷』41、2002年
- 金 玄耿「平安貴族社会と「貴種」」『史林』100(4)、2017年
- 「平安後期における武士の階層移動」『日本史研究』682、2019年